

山形県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

第1 事業の目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、職業経験が乏しく技能も十分でないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある者もいる。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。以下「ひとり親」という。）の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の自立の促進を図ることを目的とし、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及びこの要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

第2 定義

この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

第3 対象者

本事業の支給対象者は、ひとり親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (3) 対象講座の指定を受けるときに、山形県内の町村に住所を有すること。

第4 対象講座

本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が認めるもの
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が認めるもの（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が認めるもの（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

第5 支給額等

自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4(1)及び(2)の講座を受講する者）
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限

る)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(第4(3)の講座を受講する者)

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (3) 受講開始日現在において第5(1)及び(2)以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

なお令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例によることとし、(2)の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

第6 対象講座指定前の事前相談の実施

総合支庁長(以下「支庁長」という。)は、受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親からの相談に応じるとともに受給要件について把握するものとする。

事前相談においては、当該ひとり親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

第7 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き

- (1) 受給要件の審査、対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を、総合支庁を経由して知事に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

- (2) 指定申請時の審査

知事は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行う。

- (3) 教育訓練の講座の指定通知

知事は、速やかに、対象講座の指定の可否を決定し、「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により遅滞なくその旨を申請者に通知する。

また、支庁長は、対象講座の指定の状況について「自立支援教育訓練給付金受講対象指定講座及び指定者名簿」(様式第3号)によりしあわせ子育て応援部長(以下「部長」という。)に通知する。

- (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の提出を省略して差し支えない。

ア 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並

びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第4号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町村長の証明書を含む。）

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあつては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

(7) 受給要件の審査にかかる留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあつては、過去の受給の有無について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分に聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくこと認められる場合は、支給することとする。

ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について

訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握したうえでなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該ひとり親が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこととする。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(9) 受講対象講座指定後の変更について

支庁長は、訓練給付金の受講対象講座の指定後、指定教育訓練を取りやめた場合（中途を含む）、受給資格を失った場合には報告するよう、指定者に対し指導することとする。

第8 訓練給付金の支給等

(1) 支給申請

ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（様式第5号。以下「支給申請書」という。）を総合支庁長を經由して提出すること。

イ 知事は、支給申請書を受理した場合、当該ひとり親が支給要件に該当しているかを調査する。

ウ 知事は、申請が適正と認められるときは、訓練給付金の支給を決定するとともに、併せて支給額を算定し、遅滞なくその旨を「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」（様式第6号）により申請者に通知する。

エ 支庁長は、「自立支援教育訓練給付金支給決定者名簿」（様式第7号）を部長に通知する。

(2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。(対象講座の指定申請時に提出している書類については省略可。ただし、変更がある場合を除く。)

ア 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該ひとり親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(様式第4号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての町村長の証明書を含む。)

ウ 受講対象講座指定通知書

エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

(4) 教育訓練給付金の支給

知事は、交付決定後、口座振替の方法により、申請者に対し速やかに教育訓練給付金を支給するものとする。

(5) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から相当と認められる場合には、本要綱第7に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

第9 給付金の返還

知事は、この要綱に違反し又は不正な行為により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に対し、支給した給付金の全額又は一部を返還させることがある。

第10 その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。